

# ユニット型短期入所生活介護 ユニット型介護予防短期入所生活介護 利用契約書

ご利用者\_\_\_\_\_様（以下「甲」という）と社会福祉法人昌明福祉会  
第Ⅱ港寿楽苑（以下「乙」という）は、乙が甲に対して行うユニット型短期入所生活介護（ユニット型介護予防短期入所生活介護）サービス（以下「施設サービス」という）について、次の通り契約を締結します。

## 第1条（施設サービスの目的）

乙は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

## 第2条（被保険者）

- 1 甲の契約日時点における要介護状態区分は\_\_\_\_\_です。
- 2 甲の要介護認定有効期間は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記のとおりです。

--

（意見の記載のない場合は斜線を引く）

- 4 甲と乙とは、この契約が更新される毎に、更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付するものとします。

## 第3条（事業者）

当施設は、介護保険法令に基づき、名古屋市長の指定を受けたユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護施設です。当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。なお、当施設のパンフレットも併せてご覧下さい。

## 第4条（契約期間と更新）

- 1 この契約の契約期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日より令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日とします。  
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護・要支援状態区分の変更認定を受け、認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の認定有効期間満了日をもって契約の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の14日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護・要支援状態区分の変更認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

## 第5条（施設サービス計画の作成・変更）

- 1 乙は、利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「ユニット型短期入所生活介護（ユニット型介護予防短期入所生活介護）計画」（以下、「施設サービス計画」という）を作成します。乙は、この施設サービス計画の内容を甲及び甲の家族に説明しご承諾を頂きます。
- 2 乙は、施設サービス計画の作成後においても、当施設の他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更をします。
- 3 甲は、いつでも施設サービス計画の内容を変更するよう申出ることができます。その場合、乙は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、できる限り甲の希望に沿うように施設サービス計画を変更します。
- 4 乙は、施設サービス計画案を作成し、また、同計画を変更した場合には、甲に対し、施設サービス計画案または変更された施設サービス計画案につき、その内容を説明し、同意を得ます。

## 第6条（施設サービスの内容及びその提供）

- 1 乙は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 甲は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 入浴、排泄、おむつの取り替え、着替え等の介護
  - ② 食事の提供
  - ③ 相談及び援助
  - ④ 教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事
  - ⑤ 機能回復訓練
  - ⑥ 健康管理
- 4 甲は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 特別な食事の提供
  - ② その他生活サービス
- 5 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲又はその家族に対し、処遇上必要な事項について分かりやすく説明します。
- 6 乙は、甲又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。
- 7 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲の要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するように、乙の心身の状況に応じて乙の処遇を妥当適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。
- 8 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利用状況を把握するようにします。

## 第7条（計画作成までのサービス）

乙は、甲に対し、甲の入所後、第5条の施設サービス計画が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種施設サービスを提供します。

## 第8条（費用の負担と領収証）

- 1 甲は、乙に対し、施設サービス計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス及び各種介護保険給付外サービスにつき、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」といいます）。
- 3 乙は、当月分の利用料等の請求書を甲に送付します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、その利用回数、介護保険給付適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。
- 4 甲は、乙に対し、前項の請求書に基づき、当月の利用料等を口座引落の方法で支払います。
- 5 甲の故意、過失又は甲の趣向により、居室又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用を甲が別途これを負担します。但し、やむを得ない事情があると認められる場合は、甲の負担を免除することもあります。
- 6 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、遅滞なく領収証を発行します。領収証には、乙が提供した各種サービスごとに、介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

## 第9条（保険給付請求のための証明書の交付）

- 1 乙は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付サービスを提供した場合において、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対してサービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した介護保険給付サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載します。

## 第10条（医療体制）

- 1 乙は、甲に対し、必要な場合配置の医師により検診を行います。
- 2 乙は、甲の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、医師に連絡を取るとともに、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡する等必要な措置を講じます。
- 3 治療の必要性、方法等の判断については、緊急の場合を除く外、甲の意思を確認し、できるだけ甲の意思に沿うようにします。

## 第11条（施設サービス記録）

- 1 乙は、甲に対する施設サービスの提供に関する記録書類を整備し、その完成の日から5年間保存します。
- 2 甲又は甲の家族は、乙に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし、謄写においては、乙は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

## 第 12 条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 要介護・要支援認定の更新において、甲が非該当と認定されたとき。
- 2 甲が死亡したとき。
- 3 甲が第 13 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 4 乙が第 14 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 5 甲が介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れることができる状態となったとき。

## 第 13 条（甲の契約解除）

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7 日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了までに居室を明渡します。

## 第 14 条（乙の契約解除）

乙は、甲が次の各項に該当する場合には、甲に対して 30 日間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- 1 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日間以内に支払われないとき
- 2 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- 3 甲につき、重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて大きいと認められるとき。
- 4 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がないとき
- 5 甲又は甲の家族が、乙やその従業者又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

## 第 15 条（中途解約と清算条項）

契約期間中に契約が終了した場合は、甲の責に帰すべき事由による契約解除の場合をのぞき、サービスの未給付分について乙が既に受領している利用料があるときは、その相当額を返還します。

## 第 16 条（身元引受人）

- 1 乙は、甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、100 万円を上限として甲と連帯して履行の責任を負います。

## 第 17 条（苦情処理）

- 1 甲又は甲の家族は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について甲又は甲の家族に報告します。
- 2 甲は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保健団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲又は甲の家族から第 1 項又は第 2 項の苦情の申し出がなされたことをもって、甲に対していかなる差別的な取り扱いもいたしません。

## 第 18 条（秘密の保持）

- 1 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の職員が退職後、在職中知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を、身元引受人の個人情報を用いる場合には身元引受人の同意を、各々あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲、甲の家族又は身元引受人の個人情報を用いませぬ。
- 4 乙及び乙の職員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲、甲の家族又は身元引受人の同意を得ることなく甲、甲の家族又は身元引受人の個人情報を第三者に提供することがあります。
  - (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第 7 条、第 2 1 条 1 項ないし 3 項及び 6 項により守秘義務が免除される時。
  - (2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難である時
  - (3) 個人情報保護法第 2 3 条 1 項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時。

## 第 19 条（連携）

- 1 乙は、施設サービスの提供にあたり、甲の介護サービス計画を作成した介護支援専門員及び保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 乙は、施設サービス計画の写しを利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に送付します。
- 3 乙は、この契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に送付します。尚、第 14 条に基づいて契約解除をする際は、事前に利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に連絡します。

## 第 20 条（事故発生時の対応及び賠償責任）

- 1 乙は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに甲の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 乙は、サービスの提供により甲に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、甲の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- 3 乙は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険に加入しております。

## 第 21 条（事業運営に対するチェック）

乙は、甲又は甲があらかじめ指定する者の要求があれば、事業報告書、決算報告書の閲覧、謄写に応じます。ただし、謄写においては、乙は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

## 第 22 条（緊急時の対応）

乙は、サービス提供中に甲の病状急変等があった場合には、速やかに下記の主治医または囑託医・協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急搬送等必要な処置が受けられるようにします。

病院名	
主治医	
住所	
電話番号	

この場合、予め甲の指定する下記緊急連絡先に連絡します。

連絡先	様
続柄	
住所	
電話番号	

## 第 23 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、甲と乙とはあらかじめ合意します。

## 第 24 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、甲及び身元引受人と乙とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

以上の契約の証しとして本契約書を2通作成し、甲及び乙は署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

(ご利用者；甲) 私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、各種の施設サービスを利用することを申し込みます。

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

(署名代行者) 私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。私は利用者本人の契約意思を確認しました。

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_  
署名を代行した理由 \_\_\_\_\_

(身元引受人)

私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

(事業者；乙) 当施設は、ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護施設事業者として、甲の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任もって行います。

所在地 〒455-0066 名古屋市港区寛政町1丁目32番地  
名称 社会福祉法人昌明福社会  
第Ⅱ港寿楽苑  
代表者 理事長 水谷昌明 印  
電話番号 052-659-6700  
FAX 052-659-1900

# 個人情報の取扱いに関する指針

「ユニット型短期入所生活介護サービス（ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス）第Ⅱ港寿楽苑」では、以下に定める条件等に基づき、ご利用者およびその家族の個人情報を使用する目的の必要最小限の範囲内で使用、提供、または収集させていただくことがございます。

## 1 使用する目的

介護保険法に関する法令に従い、ご利用者の居宅サービス計画に基づいた、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整ならびに緊急時の病院受診において必要な場合。

## 2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

## 3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、生活状況等利用者や家族に関する情報。
- ・ 面接時、サービス利用時の利用者や家族の状況、希望等。
- ・ その他の利用者や家族に関する情報。

上記の内容にて個人情報を使用することに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者ご家族等 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印（続柄： \_\_\_\_\_）